

# 工事現場説明書

工事名： \_\_\_\_\_

工期(工事しゅん功期限)： \_\_\_\_\_

## ◎施工計画書

施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員に提出して承諾を得ること。  
なお、地下埋設物位置、支障物件及び施工期間についての打合せを各関係機関と速やかに行うこと。

## ◎交通事故と労働災害の防止

工事施工にあたり、特記仕様書及び土木工事共通仕様書を熟読のうえ、交通事故と労災の防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに適正な処置をし、文書で報告すること。

## ◎交通誘導警備員の配置

一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線(北海道旭川方面公安委員会告示第51号)に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の有資格者(交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員)を配置すること。

上記条件を満たす中で、有資格者以外を配置する場合は、特記仕様書に定められた資格要件を満足する者を配置すること。

なお、交通誘導警備員を警備会社に委託する場合は、元請け業者から委託する。

## ◎下請業者の選定

工事の施工においては、建設業法に規定する下請契約を遵守し、できる限り地元建設業者の選定に努め、当該工事の施工の確保に努めること。

## ◎季節労働者等の雇用

工事の施工において、職業安定機関と密接に連携して、季節労働者等の雇用拡大に努めること。

## ◎関係書類について

工事を実施するに当たって提出する資料の様式については、旭川市役所の土木建設課及び契約課のホームページよりダウンロードすること。

## ◎建退共等の加入及び証紙の交付について

建設業退職金共済又は中小企業退職金組合の掛金収納届は工事に先立ち速やかに契約課に提出すること。また、証紙の交付は、就労者の申し出により、就労場所で即時交付できるように考慮し、現場事務所等に証紙交付場所の表示を行うこと。

## ◎道産資材の使用

本工事は、地域産業経済の活性化を図るため、地元資材・製品、道産資材・製品を優先的に使用し、資材等の入手にあっては地元の流通機構を通じるものとする。

## ◎火災の予防について

溶接機、ヒーター類、溶剤系塗装、可燃性工事用資材等については、整備点検、室内換気、消火器の設置など火災予防に適切な措置を講ずること。また工事の養生等に使用する工事用シートは防災性能を有するものを使用すること。

## ◎工事施工箇所の土質について

現場の土質を想定して掘削・路盤工等を決定していることから、現地の土質と違いがある場合は直ちに監督員と協議すること。それにより設計変更を行う場合がある。

## ◎法定外の労災保険について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。

## ◎その他

---

---

---

# 特 記 仕 様 書

## (旭川市土木部土木建設課 令和8年2月版)

### 仕様書目次

項 目	記載ページ	項 目	記載ページ
1 総 則 ( 共 通 )		5 使用資材 ( 選 択 )	
(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	<input type="checkbox"/> (1) 生コンクリート	46
<input type="checkbox"/> (2) 一般	2、3	<input type="checkbox"/> (2) 区画線	46
(3) 工事施工前に際して	4	<input type="checkbox"/> (3) 瀝青材	46
(4) 工事施工前・施工時に際して	4、5、6	<input type="checkbox"/> (4) 再生骨材(コンクリート廃材)	47
(5) 建設業退職金共済について	7	<input type="checkbox"/> (5) 生芝	47
(6) 交通誘導警備員について	8	<input type="checkbox"/> (6) 枯損樹木等の植え替えについて	47
<input type="checkbox"/> (7) 工事標識	9、10	<input type="checkbox"/> (7) 塗装	48
(8) 建設機械について	11、12	<input type="checkbox"/> (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	49
(9) フレックス方式余裕期間制度の実施について	13		
<input type="checkbox"/> (10) インフラゼロカーボン試行工事の実施について	13	6 各種様式 ( 共 通 )	
<input type="checkbox"/> (11) 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)について	14、15	履行報告書	様式-1
2 施工条件 ( 共 通 )		道路(河川)工事等緊急一覧表	様式-2
(1) 工程関係	16	施工体制台帳	様式-3-1
(2) 公害関係	16、17	作業員名簿	様式-3-2
(3) 安全対策関係	17	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4
(4) 工事用道路関係	17	施工体系図	様式-5
(5) 建設副産物・廃棄物関係	18～21	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6
(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	22	工事関係機関打合せ確認書	様式-7
3 施工条件 ( 選 択 )		「ほくでん」送電線に関わる協議	様式-8
<input type="checkbox"/> (1) 本工事を施工するための条件	23	休日作業の承認願	様式-9
<input type="checkbox"/> (2) 安全対策	24	工事施工協議簿	様式-10
<input type="checkbox"/> (3) 工期・工程関係	24	段階確認願	様式-11
<input type="checkbox"/> (4) 盛土材・廃棄物関係	25、26	立会願	様式-12
<input type="checkbox"/> (5) 段階確認	26	社内検査実施結果報告書	様式-13
<input type="checkbox"/> (6) 支障物件等について	27	安全訓練等実施報告書	様式-14
<input type="checkbox"/> (7) 現場環境改善	28	使用資材承認願	様式-15
<input type="checkbox"/> (8) 植生工	29	交通誘導警備員選定通知書	様式-16
<input type="checkbox"/> (9) すき取り土の再利用について	30	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17
<input type="checkbox"/> (10) 既設路盤材の再生処理について	31	プラント搬入量確定確認書	様式-18
<input type="checkbox"/> (11) 家屋の事前・事後調査	32	境界点等地先立会簿	様式-19
<input type="checkbox"/> (12) 仮設工	32	「建退共」共済証紙の配布状況調査表	様式-20
<input type="checkbox"/> (13) 冬期による施工条件について	33	旭川市道路照明設置一覧表	様式-21
<input type="checkbox"/> (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	34	旭川市道路照明台帳	様式-22
<input type="checkbox"/> (15) 民地排水接続について	34	路面ヒーター稼働時間調書	様式-23
<input type="checkbox"/> (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について	35	取りまとめ結果表	様式-24
<input type="checkbox"/> (17) その他	35	休暇届	様式-25
		隣接工作物等所有者確認簿	様式-26
4 使用資材 ( 共 通 )			
(1) 縁石	36～38		
(2) 側溝	39、40		
(3) アスファルトコンクリート	41～44		
(4) 取付管用支管	45		
(5) 客土	45		

## 注 意 事 項

- 1 「1、2、4、6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上又は契約課で閲覧して確認すること。  
「3、5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。  
土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html>
- 2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。
- 3 本特記仕様書は、令和8年2月27日以後に公告する請負工事から適用する。

1 総則（共通）

(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって

ア 北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。

北海道共通仕様書				旭川市建設工事請負契約約款
ページ	行			
共通6	29	第17条	→	第18条
共通7	13	第30条、第36条、第37条	→	第31条、第37条、第38条
共通7	15	第30条第2項	→	第31条第2項
共通8	9	第17条第1項	→	第18条第1項
共通10	18	第8条第2項	→	第9条第2項
共通10	30	第8条	→	第9条
共通13	21	第19条	→	第20条
共通13	25	第25条	→	第26条
共通14	7	第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→	第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項
共通14	11	第17条第5項	→	第18条第4項
共通14	14	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	16	第19条	→	第20条
共通14	19	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	21	第20条	→	第21条
共通14	23	第23条第2項	→	第23条第2項
共通14	26	第21条第1項	→	第22条第1項
共通14	28	第23条第2項	→	第23条第2項
共通15	2	第14条第1項	→	第15条第1項
共通15	4	第14条第9項	→	15条第9項
共通18	6	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→	第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項
共通18	8	第16条及び第30条	→	第17条及び第31条
共通23	12	第30条	→	第31条
共通23	17	第16条第1項	→	第17条第1項
共通23	31	第36条	→	第37条
共通23	32	第37条	→	第38条
共通23	34	第36条	→	第37条
共通24	16	第32条	→	第33条
共通25	2	第10条	→	第11条
共通33	6	第27条	→	第28条
共通36	29	第32条	→	第33条
共通36	32	第8条	→	第9条
共通41	16	第8条第5項	→	第9条第5項
共通41	25	第28条	→	第29条
共通41	28	第28条第4項	→	第29条第2項
共通41	29	第25条	→	第26条
共通41	34	第7条	→	第8条

イ 以下の記述を読み替える

ページ	行			
共通5	3	北海道建設部	→	旭川市
共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→	旭川市契約事務取扱規則
共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→	旭川市契約事務取扱規則

☑ (2) 一般

ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。

- 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。
- 本工事は、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- 本工事は、完全週休2日及び月単位の週休2日交代制工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.13および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。
- 本工事において、遠隔臨場段階・現場確認を希望する際は、「土木工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」を確認すること。
- 本工事において、「情報共有システム」を利用する際は、「情報共有/電子納品運用ガイドライン」を確認すること。
- 工事成果品の仕様については、「工事成果品等作成マニュアル」を参照し、作成・提出すること。
- 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「旭川市インフラゼロカーボン施行工事」の対象工事であるため、P.13を確認すること。
- 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)の対象工事であるため、P.14、15を確認すること。

イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。

ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まないものである。

エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 本工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図の作成及び数量の算出)を行う場合がある。

カ 1日未満で完了する作業の積算について

- (ア) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- (イ) 受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
- (ウ) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (エ) 受注者は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (オ) 通年の維持管理業務など人工精算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

キ 技能士

- (ア) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級又は2級)をあてるものとする。  
(作業例:造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工 等)
- (イ) 技能士は、工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。
- (ウ) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可があれば省略することができる。

ク デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (ア) デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、発注者・請負人双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
- (イ) 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。
- (ウ) 対象工事では、以下のaからdの全てを実施することとする。

a 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

b デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、同条aの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

c 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条bに示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「9-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

d 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、同条bに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

**(3)工事施工前に際して**

ア 工事の第1回打合せ時に、下記の書類を提出すること。

- (ア) 労働者災害補償保険関係成立証明書
- (イ) 工事工程表
- (ウ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
- (エ) 上記経歴書
- (オ) 下請負人選定通知書
- (カ) 施工体系図 (様式-5)
- (キ) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2)
- (ク) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4)
- (ケ) 上記(キ)(ク)で提出した会社との契約書(写し)
- (コ) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係わる継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。(ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない。)

注1) ただし、上記(オ)(カ)(キ)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。

注2) 上記(ア)～(オ)は、契約課ホームページからダウンロードできる。(土木建設課ホームページにもリンクあり。)

イ 現地立ち入り前に、下記の書類を提出すること。

- (ア) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2)
- (イ) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照)
- (ウ) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照)

ウ 土場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。

**(4)工事施工前・施工時に際して**

ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。

なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。

1	支障物件の調査確認 (様式-7)	8	縁石切下げ(次の巾を基準値とする) 標 準 3.2m~ 大 型 車 7.2m~ スタンド等(1箇所) 10.4m~ スタンド等(2箇所以上) 7.2m~
2	突出物件の確認		
3	埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で 在来路盤の確認		
4	植樹柵の確認		
5	境界石等の確認 (様式-19) 境界点等地先立会簿、竣工平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	9	人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡する こと。なお、安全管理は万全に行うこと。
6	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	10	民地工作物の確認 隣接工作物所等所有者確認簿(様式-26) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・ 立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。
7	出入口すりつけ	11	その他必要な事項

イ 履行報告書(様式-1)

工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。

ウ 休日作業の承認願(様式-9)

休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。

エ 工事施工協議簿(様式-10)

指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。

オ 段階確認願(様式-11)

工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。

カ 立会願(様式-12)

工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。

キ 社内検査実施結果報告書(様式-13)

施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。

ク 安全訓練等実施報告書(様式-14)

施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。  
また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。

ケ 境界点等地先立会簿(様式-19)

- (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (ア) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合
- ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供すること。
  - ・舗装工事の請負人は、舗装工事完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。
- (イ) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合
- ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。
  - ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工事完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。

注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。

注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。

(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については、着手前に地権者等に確認を行うこと。

コ 取りまとめ結果表(様式-24)

施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、しゅん功時に提出すること。

サ 休暇届(様式-25)

ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」を提出すること。

シ 隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)

本確認簿は、道路工事に隣接している民地の工作物等について、道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。

工事着手前、完了後に、工作物等の状況写真を撮影し、別途所有者等に確認を行うこと。(立会写真は不要)

様式-26に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
- ・ 改良工事の請負人は、改良工事完了時に地権者等に、本確認簿へ確認の署名をもらうこと。
- ・ 改良工事の請負人は、改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。
- ・ 舗装工事の請負人は、本確認簿の引き継ぎを受けたあと、舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。  
なお、所有者等の確認の署名は不要とする。

注1) 所有者が確認出来ない場合は、監督員が立会し工作物を確認すること。

注2) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。

注3) 隣接工作物に変状があった場合は、改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。

**(5) 建設業退職金共済について(以下「建退共」とする)**

建設業退職金共済制度に関する資料を下記のとおり提出すること。

ア 施工計画書と同時に提出するもの(写しでよい)

(ア) 建設業退職金共済契約書(下請け及び再下請も含む)  
中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書

(イ) 掛金収納書

(ア)、(イ)については、施工計画書の提出後に下請契約を締結した場合、その都度、速やかに提出すること。

イ 工事しゅん功時に提出するもの(工事成果品として提出)

「建退共」共済証紙配布状況調査表(様式-20)

ウ 下請契約台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。

エ 「建退共」加入への案内ステッカーを工事標識に掲示すること。

**(6) 交通誘導警備員について**

交通誘導警備員の配置を要する工事については、下記の項目を遵守すること。

- ア 着手時に下記の書類を提出すること。(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)は写しでよい。 イ 竣功までに下記の書類を提出すること。(イ)は工事監督員から請求があった場合に提出すること。
- (ア) 交通誘導警備員選定通知書(様式-16)
  - (イ) 公安委員会発行の警備業認定証
  - (ウ) 元請業者との契約書
  - (エ) 配置予定者の名簿
  - (オ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等
  - (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書
  - (ア) 交通誘導警備員配置時間集計表(様式-17)
  - (イ) 警備日報(写し)

ウ 書類について

- (ア) アー(ウ)については施工計画書にも添付し、イー(ア)については工事成果品として提出すること。
- (イ) 交通誘導警備員の誘導状況写真として誘導員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。

エ 設計積算に当たって

- (ア) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。

オ 請負人の義務

- (ア) 請負人は所管警察署に提出する道路占用許可書申請函(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。
- (イ) 請負人は当該現場に配置される誘導員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。
- (ウ) 現場代理人は交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交替を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。

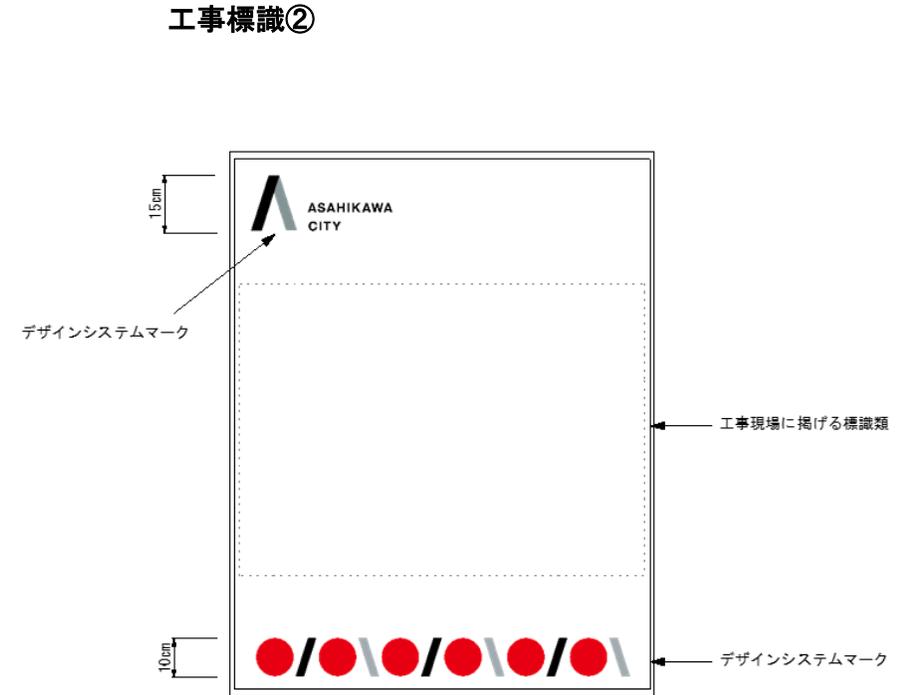
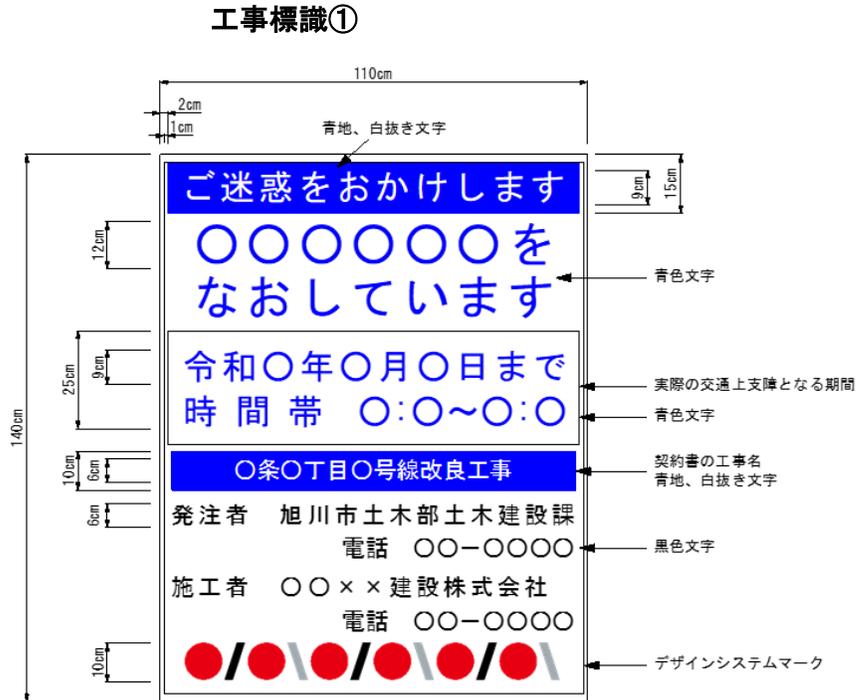
カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について

- (ア) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。
- (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。
- (ウ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満足する者を配置すること。

資格	資格要件	確認資料	
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	①
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者。	警備員指導教育責任者資格者証の写し	②
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し 交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録	③

☑ (7) 工事標識

- ☑ ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。



- ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜きの文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- ・ 工事標識の工事期限については、実際の交通上支障となる期間を記入する。
- ・ 工事標識の時間帯については、原則8:00~18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。

- ・ 工事標識①の「〇〇をなおしています」については参考として下記のものとする。「道路をなおしています」「歩道をなおしています」「道路をつくっています」
- ・ 工事標識の発注者電話番号は、各係の直通電話番号を記入すること。
  - ①建設第1係 (25-9795) ②建設第2係 (25-9707)
  - ③建設第3係 (25-9706)
- ・ 工事標識の設置期間は現地測定の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。

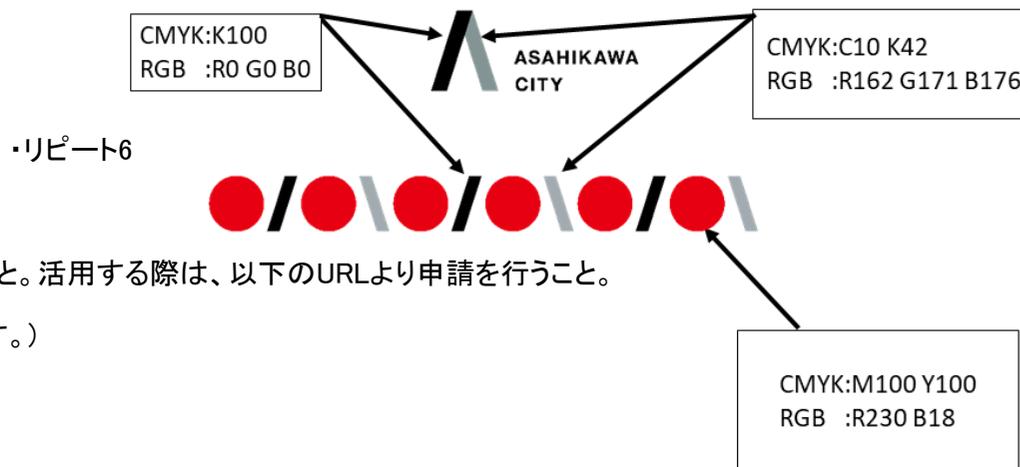
☑ イ デザインシステムマークの利用について

(ア) 利用における注意点

- ・縦横比を変更しない。
- ・傾けない
- ・バランスを変えない。
- ・影等の要素を付加えない。
- ・視認性が悪い背景の上に配置しない。
- ・縁取りで表示をしない。
- ・組み方を変えない。
- ・部分的に色を反転させない。
- ・規定外の色を使用しない。

(イ) デザインシステムマークの配色について

・A\_1



(ウ) デザインシステムマークについて、積極的に活用すること。活用する際は、以下のURLより申請を行うこと。

URL : <https://design-system.city.asahikawa.hokkaido.jp>  
(旭川市役所総合政策部政策調整課のページとなります。)

☑ ウ 工事現場に掲げる標識類について

(ア) 建設業の許可票

- ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- ・発注者から直接請け負ったものに限って提示する。
- ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。

(イ) 労災保険関係成立票

- ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。
- ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。

(ウ) 施工体系図

- ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(エ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

- ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・下請契約のある工事について掲示する。

(記載例)

下請負人となった皆様へ。  
この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは  
再下請負通知を行わなければなりません。  
〇〇(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。  
△△建設(※作成建設業者の商号又は名称)

(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)

- ・見やすい場所に掲示すること。

(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果表

- ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。

(8) 建設機械について

ア 不法無線局の機器の排除

本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については 不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。  
 請負人は電波法令を遵守し、大型トラックやダンプカー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。不法無線局を搭載した車両及び、業務中に違法無線局を使用した車両については無線機を取り外すか、その車両を使用しないこと。

イ 低騒音型、低振動型建設機械

本工事に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定されている機械を極力使用することとし、工事現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

低騒音型建設機械	低振動型建設機械
ブルドーザ	バイプロハンマ
バックホウ	バックホウ
ドラグライン	
クラムシェル	
トラクターショベル	
クローラクレーン	
トラッククレーン	
ホイールクレーン	
バイプロハンマ	
油圧式杭抜機	
油圧式綱管圧入・引抜機	
油圧式杭圧入引抜機	
アースオーガー	
オールケーシング掘削機	
アースドリル	
さく岩機(コンクリートブレーカ)	
ロードローラー	
タイヤローラー	
振動ローラー	
コンクリートポンプ(車)	
コンクリート圧砕機	
アスファルトフィニッシャー	
コンクリートカッター	
空気圧縮機	
発動発電機	

ウ 排出ガス対策型建設機械

- (ア) 工事の施工において、建設機械を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている機械(以下、「排対機械」という)を使用することを原則とする。
- (イ) 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した機械(以下、排対機械を含め、排対機械等)を使用することで排対機械と同等とみなす。  
ただし、リース会社に在庫が無い等の理由の場合は、証明書を監督員に提出し、また、その他の理由(自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等)により排対機械等を使用できない場合は、理由書を工事監督員に提出すること。(様式-6)
- (ウ) 施工計画書には、排対機械等の指定状況を明記すること。
- (エ) 施工現場において排対機械等の使用を確認(指定ラベル)できる写真撮影を行い、工事監督員に提出すること。
- (オ) 下記の建設機械において排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。  
なお、排出ガス対策基準値(第1次基準値・第2次基準値)については、本公示用設計書の工種内訳書を参照すること。

ブルドーザ(普通)	クローラクレーン(油圧伸縮ジブ型)
ブルドーザ(湿地)	ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型)
ブルドーザ(超湿地)	杭打ち用ウォータージェット(エンジン型)
ブルドーザ(超々湿地)	パイプロハンマ(油圧式(可変超高周波型))
ブルドーザ(リッパ装置付)	油圧式杭圧入引抜機(エンジン式ユニット)
小型バックホウ(クローラ型)	ロードローラ(マカダム)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型))	タイヤローラ
小型バックホウ(クローラ型・超小旋回型)	タイヤローラ(振動タイヤローラ型)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・超小旋回型)	振動ローラ(搭乗式タンデム型)
小型バックホウ(クローラ型・クレーン機能付)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型(超低騒音型))
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・クレーン機能付)	アスファルトフィニッシャー(ホイール型)
小型バックホウ(クローラ型・超小旋回型・クレーン機能付)	アスファルトフィニッシャー(クローラ型)
小型バックホウ(クローラ型(超低騒音型)・超小旋回型・クレーン機能付)	空気圧縮機(可変式スクリュウエンジン掛)
バックホウ(クローラ型)	空気圧縮機(可変式スクリュウエンジン掛(超低騒音型))
バックホウ(クローラ型(後方超小旋回型))	発電発電機(ディーゼルエンジン駆動)
バックホウ(クローラ型(超小旋回型))	発電発電機(ディーゼルエンジン駆動(超低騒音型))
バックホウ(クローラ型(超低騒音型))	モータークレーダ(油圧式)
バックホウ(クローラ型(クレーン機能付))	除雪グレーダ
バックホウ(クローラ型(超低騒音型)クレーン機能付)	ロータリ除雪機
バックホウ(クローラ型(後方超小旋回クレーン機能付))	不陸地運搬車
バックホウ(クローラ型(超小旋回クレーン機能付))	電気溶接機(ディーゼルエンジン付)
バックホウ(ホイール型)	
バックホウ(クローラ型・超ロングアーム)	
ホイールローダ(トラクタショベル)	
ホイールローダ(超低騒音型)	
クローラクレーン(油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型)	

(注) 1. ホイールローダ(トラクタショベル)は、除雪用を除く。

## (9) フレックス方式余裕期間制度の実施について

### ア 工期について

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限(積算全体工期の終期)までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

※ 余裕期間における各種割増は実施しない。詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。

### イ 主任技術者等の専任期間について

契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日(例:「完成結果通知書」等における日付)とする。

### ウ コリNZへの登録について

技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。

## (10) インフラゼロカーボン試行工事の実施について

ア 工事契約後、請負人は当該工事において「インフラゼロカーボン試行工事実施要領」に基づきカーボンニュートラルに資する取組を提案し実施することができる。実施要領については、旭川市土木建設課ホームページで確認すること。

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/531/p000561.html>

イ 請負人が本取組を実施する場合は、

(i) 要領に基づき工事監督員と協議した内容を施工計画書に記載すること。

(ii) 請負人は、提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影すること。

(iii) 請負人は、工事完成に先立ち工事監督員に「実施状況報告書」を提出すること。

「実施状況報告書」には(ii)で撮影した写真を添付すること。

ウ 本試行に係る費用については原則請負人負担によるものとする。

☑ (11) 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)について

- ア この工事において、「熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)」を行うことができる。  
当該補正に対する取組を実施する場合は、工事契約後、工事監督員と協議すること。
- イ 当該補正は、作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)に関する取組を対象とする。
- ウ 当該補正を実施する場合、請負人は施工計画書に計測方法及び結果報告時の算出根拠提出方法について記載するものとする。ただし、施工現場を代表する1地点で計測を実施する場合は、監督員が計測箇所と計測方法が適正かどうかを確認する。
- エ 請負人は計測結果と根拠資料を工事完成後に最終設計変更資料とともに監督員に提出することとし、監督員は、計測結果を確認し適正と判断した場合には最終設計変更時に補正の適用を行う。
- オ 当該補正を適用する設計変更の後、工期内に真夏日があった場合には設計変更は行わない。
- カ 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。
- キ 施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

## ク (参考)現場補正費の計算

対象純工事費×((現場管理費率×補正係数※1)+**補正值**※2)

※1:施工地域による補正係数

※2:施工時期・工事期間による補正率、緊急工事による補正率および真夏日による補正値の和。  
合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

補正値の算出方法は次のとおりとする。

**補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2)**

真夏日率:以下の式により算出された率をいう。

**真夏日率=工期中の真夏日の日数÷工期の日数**

※工期中の真夏日については、現場閉所日の真夏日は含まない。

※フレックス工期においては、積算工期を超過した期間の真夏日は含まない。

・真夏日とは、暑さ指数(WBGT)が25以上または日最高気温が30℃以上となった日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の暑さ指数(WBGT)が25以上または最高気温が30℃以上の場合とする。

※上記は施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)または気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とするが、これに依らないことも可とする。

・工期とは、請負人が設定した契約書上の工期の間をいう。

なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間(8月13日～8月15日)、工場製作のみを実施している日数、工事全体を一時中止している日数は含まない。

・現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

「補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2)」及び「真夏日率=工期中の真夏日の日数÷工期の日数」の計算値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

## 2 施工条件（共通）

### (1) 工程関係

- ア 本工期(契約工期)は、雨天・休日・その他を見込み、この中には始期の準備期間及び終期の書類整理期間が含まれている。  
 なお、1週当たりの労働時間は40時間とし、土曜日・日曜日は休日とする。(その他：融雪期間、5月連休、8月盆休、年末年始等)
- イ 本工事の施工に当たり、関係機関から時間的制約を付された場合は、速やかに監督員と協議すること。
- ウ 請負人の都合により現場着手期間の変更が必要になった場合に生ずる費用は請負者の負担とする。
- エ 工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し工事監督員に報告すること。なお、工事に支障がある場合は、施工方法、工程等について監督員と協議すること。
- オ 工事施工に際しては、予想される地下埋設物の管理者等と現地立会いの上、当該物件の位置、深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせをし、事故の発生を防止すること。  
 保安対策の打合せを行ったときは、相手との協議簿の写しを監督員に提出するものとする。なお、工事に支障がある場合は、施工方法、工程等について監督員と協議すること。

### (2) 公害関係

- ア 特定建設作業を指定地域内で行う場合は、作業開始の7日前までに旭川市長へ届け出ること。ただし、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。なお、特定建設作業、指定地域及び規制に関する基準は、旭川市環境部環境指導課において確認できる。

#### (ア) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規準

規制種別	地域の区分		くい打機	くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	バックホウ
	(1)	(2)	くい打機	くい抜機				アスファルトプラント	トラクターショベル ブルドーザ
基準値	(1)	(2)	85dB						
作業時間	(1)	(2)	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと						
	(1)	(2)	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと						
※1日当たり 作業時間	(1)	(2)	10時間／日を越えないこと						
	(1)	(2)	14時間／日を越えないこと						
作業期間	(1)	(2)	連続6日を越えないこと						
	(1)	(2)	連続6日を越えないこと						
作業日	(1)	(2)	日曜日その他の休日でないこと						

☆ 地域の区分は、(1)は概ね住居系地域、(2)は商業系地域と準工業地域及び工業地域になるが、詳細は環境部環境指導課で確認すること。

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

(イ) 振動規制法の特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する規準

規制種別	地域の区分		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	鋼球	舗装版破砕器	ブレーカー
	(1)	(2)				
基準値	(1)	(2)	75dB			
作業時間	(1)	(2)	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと			
	(1)	(2)	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと			
※1日当たり 作業時間	(1)	(2)	10時間／日を越えないこと			
	(1)	(2)	14時間／日を越えないこと			
作業期間	(1)	(2)	連続6日を越えないこと			
	(1)	(2)	連続6日を越えないこと			
作業日	(1)	(2)	日曜日その他の休日でないこと			

☆ 地域の区分は、(1)は概ね住居系地域、(2)は商業系地域と準工業地域及び工業地域になるが、詳細は環境部環境指導課で確認すること。

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値

2 75dBを越える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

イ 本工事の施工については、通常の施工方法によるものとするが、万一公害が生じたり、又は生ずるおそれがある場合には、別途監督員と協議すること。ただし、請負者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。

ウ 建設副産物等の搬出による公道等の粉じん、路面汚損防止の措置を行うこと。なお、路面汚損が生じた場合は速やかに清掃を行うこと。

(3) 安全対策関係

ア 次の安全施設類は、監督員と打合せの上、工事着手前に設置すること。

- |               |                     |         |
|---------------|---------------------|---------|
| (ア) 工事標識①     | 1、100×1、400         | 起終点に各1枚 |
| (イ) 工事標識②     | 1、100×1、400         | 起終点に各1枚 |
| (ウ) 工事箇所予告表示板 | 工事区域より50～500mの間に各3枚 |         |
| (エ) その他の表示板   | 適時必要箇所              |         |

イ 工事期間中は、安全施設類の点検管理を行い、特に作業区域内での車両、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するように配慮すること。

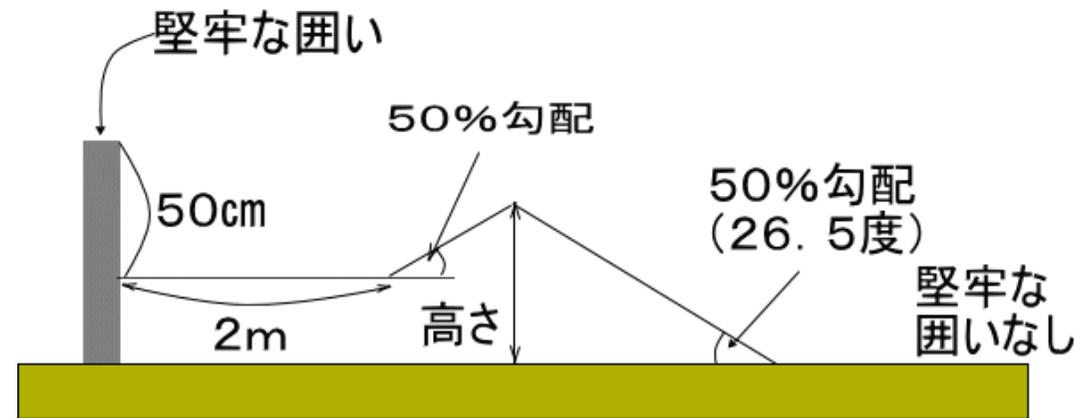
(4) 工事用道路関係

ア 運搬路の選定に当たっては、下記の事項に留意し「施工計画書」に指定処理場への運搬経路を記載すること。

- (ア) 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
- (イ) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
- (ウ) できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
- (エ) 急な縦断勾配や急カーブの多い道路は避ける。



- オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に行うこと。
- カ 再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ建設発生土を搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者に対して受領書の交付を求めること。交付された受領書に記載された内容が、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認し、写しを工事監督員に提出するとともに5年間保存すること。
- キ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号ロにより次のとおり規定されています。
- ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
  - ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること



**保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください**

(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)

ク 北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という)について下記のとおりとする。

当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等に残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

ケ その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。

コ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。  
また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。

(ア) コンクリート廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地	トラックスケール 設備の有 無	固定移動
		TEL		
1	(株)北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式
2	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式
3	前田道路(株) (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式
4	(株)安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式
5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式
6	(有)綱島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式
7	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式
8	グリーン環境(有)	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—
9	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式

(イ) アスファルト廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地
		TEL
1	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608
2	前田道路(株)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180
3	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510
4	(株)安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525
5	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800
6	(株)道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700

## (ウ) 抜根・スキ取物中間処理施設

番号	会社名	会社所在地	中間処理施設所在地	トラック ケール
		TEL	TEL	
1	(株)安井組	旭川市東光14条1丁目3番6号 0166-31-5111	旭川市神居町共栄1070番1 0166-69-5133	有
2	(株)八鍬組(スキ取物のみ)	旭川市台場2条2丁目4番16号 0166-61-4649	旭川市西神楽南16号364 0166-61-4649	有
3	(株)アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番地1 0166-63-1511	旭川市神居町共栄493番地1 0166-63-1511	有
4	(株)旭川振興公社 旭川廃棄物 処理センター(抜根物のみ)	旭川市7条通10丁目 0166-23-1792	旭川市江丹別町共和280番1 0166-63-4153	有
5	(株)サンテック	旭川市北門町18-2155-2 0166-55-0200	旭川市江丹別町共和248番2 0166-76-1510	有
6	(株)十商カムイ(抜根物のみ)	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有
7	(株)ニッセー(抜根物の み)	旭川市永山13条3丁目1番7号 0166-23-1670	旭川市神居町春志内548番 0166-23-1670	有
8	旭星クリーン(株)(抜根物のみ)	旭川市住吉4条2丁目8番13号 0166-53-7171	旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172 0166-53-7171	有
9	旭東清掃(株)(抜根物のみ)	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	有

## (エ) 産業廃棄物中間処分場

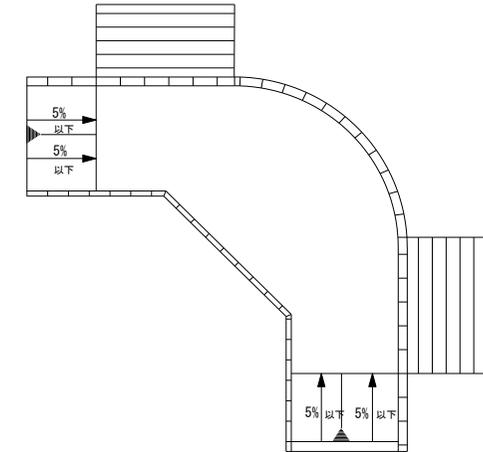
番号	会社名	処分場所在地	取扱い品目	処分場形式	備考
		TEL			
1	(株)旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター	旭川市江丹別町共和280番1 0166-63-4153	木・動		
2	旭東清掃(株)(工業団地)	旭川市工業団地5条3丁目799番5 0166-36-5044	プ・蛍		
3	旭東清掃(株)(江丹別)	旭川市江丹別町芳野5番 0166-49-0800	木		
4	(株)コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	プ・陶・が		
5	(株)サンテック	旭川市江丹別町共和248番2 0166-76-1510	木		
6	(有)旭川ニッコータイヤ	旭川市江丹別町嵐山250-3 0166-62-4478	プ		
7	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	陶・が		
8	(株)十商カムイ	旭川市神居町共栄401番1 0166-62-5800	プ・金・陶・木・が		
9	(株)アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄493番1 0166-63-1511	プ・ゴ・金・陶・紙・ 木・織・動・燃・配		
10	(株)ニッセー	旭川市永山13条3丁目1番7号 0166-23-1670	木		
11	(株)安井組(東旭川)	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	陶・が		
12	(株)安井組(神居)	旭川市神居町共栄169番1 0166-69-5133	木		
13	旭星クリーン(株)	旭川市東鷹栖東2条3丁目137番172 0166-53-7171	プ・金		
14	野田建設工業(株)	旭川市東鷹栖東2条4丁目1931番2 0166-57-5608	が		
15	(株)高橋作工	旭川市工業団地4条1丁目 0166-36-5512	木		

凡例 プ…廃プラ ゴ…ゴムくず 金…金属くず 陶…陶磁器くず、ガラスくず 紙…紙くず 木…木くず 織…繊維くず 動…動物性残さ 燃…燃え殻  
が…がれき 蛍…蛍光灯 配…配管用ガラスウール 塗…塗料廃材 石…石膏ボード 綿…石綿板

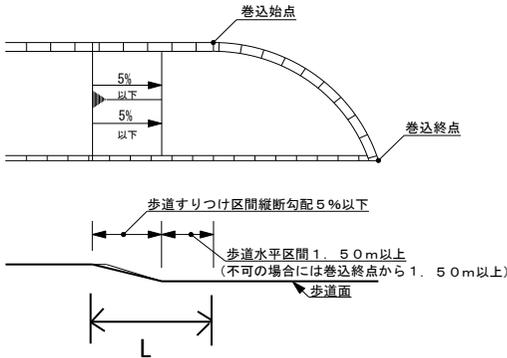
(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係

ア 各切り下げによる摺り付け勾配は以下の通りとする。

(交差点横断歩道部)



(仲通巻き込み部)



※道路横断勾配は2%を標準とする。

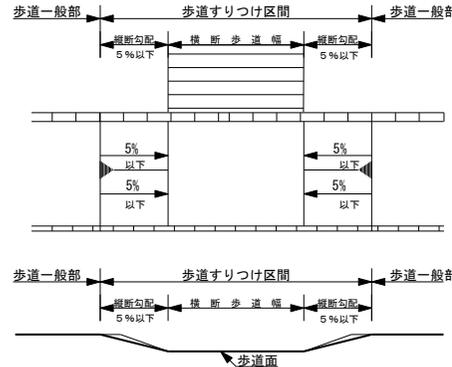
Lは歩道幅員等によって異なるので、施工計画書に明記すること。

変形縁石は2段落としを標準とする。

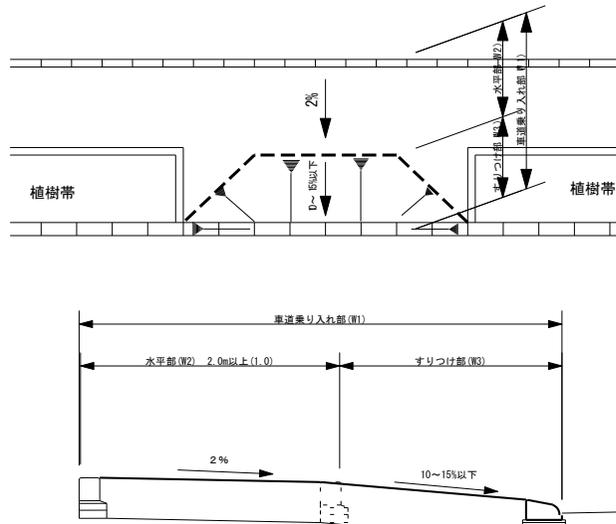
横断歩道部の段差は1cm程度とし、舗装で摺り付けること。

車両出入口の段差は2cm程度とし、舗装で摺り付けること。

(押しボタン横断歩道部)



(車両出入口部)



※車両乗り入れ部のすりつけ勾配(W3)が10%以下かつすりつけ幅員が1.5m以上の場合には、冬季の安全性等を考慮して、特殊低下縁石(背面高10cmタイプ)を標準とする。

※ただし、交通バリアフリー法の重点整備地区、又は基本計画策定が想定される地区内の歩道については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省監修)による。

※水平部・すりつけ部延長を25cmラウンドした場合の水平部幅員とすりつけ勾配の関係(参考)

①歩車道縁石Ⅰ型(H=20cm)

自歩道・歩道の幅員(W1)	すりつけ勾配=10.00%			すりつけ勾配=15.00%		
	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)
2.50m	—	—	—	1.25m	—	—
3.00m	1.25m	—	—	1.75m	—	—
3.50m	1.75m	1.75m	8.71%	2.25m	1.25m	12.10%
4.00m	2.25m	—	—	2.75m	—	—
4.50m	2.75m	—	—	3.25m	—	—

②歩車道縁石Ⅱ型(H=15cm)

自歩道・歩道の幅員(W1)	すりつけ勾配=10.00%			すりつけ勾配=15.00%		
	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)
2.50m	1.50m	—	—	1.75m	—	—
3.00m	2.00m	—	—	2.25m	—	—
3.50m	2.50m	1.00m	8.76%	2.75m	0.75m	12.20%
4.00m	3.00m	—	—	3.25m	—	—
4.50m	3.50m	—	—	3.75m	—	—

注1)網かけ部は、縁石タイプ別の各代表自歩道・歩道幅員別の目安となる水平部幅員及びすりつけ勾配を示すものである。(参考値)

注2)ただし、現場状況などによりやむを得ない場合は、この限りでない。

### 3 施工条件（選択）

#### (1) 本工事を施工するための条件

- ア 本工事の施工に際して、本仕様書及び公示用設計図書に記載されていない事項については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」、及び「道路事業設計要領」並びに下記図書のチェックのあるものに基づき実施すること。

低騒音型・低振動型建設機械指定要領  
 北海道建設部 河川実務要領

国土交通省 土木構造物設計ガイドライン  
 用地対策連絡協議会 標準仕様書

- イ  別紙「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量が確認出来ない場合を除き、現地踏査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。  
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 当該工事において、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を請負人に行わせる場合がある。
- 当該工事のうち  \_\_\_\_\_ は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。  
なお、  \_\_\_\_\_ は概数の確定後、工事に着手すること。
- 当該工事のうち交通誘導警備員数は、請負人より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

#### ウ 非契約事項(数量)の取扱い

以下の図書において、細別欄を括弧書きで記した事項は、契約事項とならないものの数量であり、請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、概数の確定や現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

- 本工事の非契約事項については、  
〔  「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き」  
 別紙「工事数量総括表」 〕を参照すること。

(2) 安全対策

- ア 当該工事は  幅員減少  片側通行止め  全面通行止め とする。
- イ 工事の施工時は現場条件に応じて、又は警察等第三者との協議に基づき、  
 防護施設等  道路工事に伴う道路標識等  交通誘導警備員  
を、交通安全の管理基準により、車両、歩行者及び自転車の通行に支障を及ぼさないよう十分注意して、見やすい位置に設置すること。  
なお、これによりがたい場合は別途協議すること。
- ウ 交通誘導警備員については警備業法による警備員とし、2 名の配置を予定しているが、配置場所については監督員と協議すること。  
なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

(3) 工期・工程関係

- ア 工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に  準備期間 40 日、後片付け期間 20 日、雨休率 1.66 を見込んでいる。  
 準備後片付け期間      日、作業稼働率を見込んでいる。
- イ フレックス方式余裕期間制度に係る工事完了期限は 令和 年 月 日 までとする。  
本工事では積算余裕期間として      日を計上している。
- ウ 本工事の実際に交通の支障となる期間(実工期)は、監督員と協議した上で決定し、実工期終了日を工事看板に記載すること。  
この期間に変更が生じる場合は明確な理由を提示して監督員と協議すること。
- エ 本工期(契約工期)は下記理由で施工できない期間を含む。  
  
 オ 本工事箇所のうちSP                      ~                      の間に一部用地の未処理部分があり、令和 年 月 日 までに処理する予定であるが、期日までに処理ができず工事の進捗に支障がある場合は別途協議する。
- カ 本工事に関連して  旭川開建道路事務所  旭川開建河川事務所  北海道上川総合振興局                       に  
 使用許可  施工許可 を申請中であり、令和 年 月 日 以降に施工できる予定である。
- キ 本工事に関連して                      と 令和 年 月 日 付けで協議済みであるが、何らかの問題が生じたときは、別途協議すること。

☑ (4) 盛土材・廃棄物関係

□ ア 本工事における盛土材については、令和 年 月 旬 ~ 令和 年 月 旬 までに、 搬入する  搬入される 予定である。より  
 なお、詳細については発注後監督員と協議を行うこと。

☑ イ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、下表のとおり再資源化すること。  
 任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設の状況により、下表により  
 がたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について工事監督員と協議すること。

☑ 任意選定箇所(発生土)について： 下表は積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する  
 処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、工事状況・処理施設の状況等、受注者の  
 責によるものでない事項についてはこの限りではない。変更が生じた場合は、必要な資料を提出のうえ、工事監督員と協議すること。

□ 指定箇所(発生土)について： 処分場所を指定するものであるため、下表の箇所へ搬出すること。

土砂500m3以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材200t以上を搬出する工事の場合は再生資源利用促進計画を作成し提出すること。  
 合計500m3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手續確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票を作成して、  
 再生資源利用促進計画の添付資料として提出すること。  
 また、作成した再生資源利用促進計画及び確認結果票を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。  
 土砂500m3以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上を搬入する工事の場合は再生資源利用計画を作成し提出すること。  
 また、作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。

項 目	特定建設資材廃棄物			任意選定箇所(発生土)
	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	
運 搬 数 量	t	t	t	m3
再資源化施設名又は受入先	-----	-----	-----	株式会社〇〇
住 所	-----	-----	-----	旭川市〇〇町〇〇
運 搬 距 離	Km	Km	Km	Km
電 話 番 号	-----	-----	-----	-----
許 可 番 号	-----	-----	-----	-----
受 入 期 間	-----	-----	-----	-----
受 入 条 件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬	-----	工期内
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	車道:2.30t/m3、歩道:2.15t/m3	-----	1.6t/m3以上

特定建設資材区分	
コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input checked="" type="checkbox"/>

ウ 汚泥の取り扱いについて下記の通りとする。

- (ア) 管洗浄により生じる汚泥は汚泥処理施設にて処理を行うこと。
- (イ) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上、適正に処理すること。
- (ウ) 「適正に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。
- (エ) 無機質汚泥で再生処理できるものは再生処理施設で処理すること。
- (オ) 有機質汚泥については中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお、中間処理施設で含水比50%未満まで抜水してから処分施設の指示に従うこと。

(株) 旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター  
場所 旭川市江丹別町共和279-2 TEL 0166-63-4153

エ 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

#### (5) 段階確認

以下のチェックのある項目において段階確認を行うこと。

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 丁張設置時        | <input type="checkbox"/> 排水構造物工設置完了時     | <input type="checkbox"/> 構造物埋戻前        |
| <input checked="" type="checkbox"/> 路床仕上げ完了時     | <input type="checkbox"/> 構造物鉄筋工完了時       | <input type="checkbox"/> 舗装取壊厚確認時      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 舗装工(下層路盤)完了時 | <input type="checkbox"/> 構造物型枠工完了時       | <input type="checkbox"/> コンクリート取壊寸法確認時 |
| <input type="checkbox"/> 舗装工(アスファルト)施工前          | <input type="checkbox"/> 構造物コンクリート打設時    | <input type="checkbox"/>               |
| <input type="checkbox"/> 排水構造物工床仕上げ完了時           | <input type="checkbox"/> コンクリート埋戻強度確認時   | <input type="checkbox"/>               |
| <input checked="" type="checkbox"/> 排水構造物工基礎工完了時 | <input type="checkbox"/> コンクリート設計基準強度確認時 | <input type="checkbox"/>               |

(6) 支障物件等について

ア 当該工事において、現在判明している支障物件は下表のとおりである。

支障物件	占有者(管理者)	占有者(管理者)住所	協議	
			協議済	協議中
<input type="checkbox"/> 北電柱	北海道電力	旭川市4条通12丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 北電ケーブル			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTT柱	NTT	旭川市10条通10丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> NTTケーブル			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 上水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 消火栓			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 下水道	旭川市水道局	旭川市上常盤町1丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ガス	旭川ガス	旭川市宮前1条5丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 信号機・感知器	旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	旭川東警察署	旭川市1条通25丁目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 有線			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-8)を施工計画書に明記すること。

ウ 工事着工前に当該工事区間の所管消防署と、消防車両の通行が不可能(車両通行幅員が3m未満)となる期間を打ち合わせること。

	所管署	所管署住所
<input checked="" type="checkbox"/>	旭川市消防本部北消防署	旭川市大町3条5丁目
<input type="checkbox"/>	旭川市消防本部南消防署	旭川市7条通10丁目

☑ (7) 現場環境改善

ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。

イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

ウ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）のうち5項目以上を基本とする。

費 目	現場環境改善の内容項目の例
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備    2 緑化・花壇    3 ライトアップ施設    4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実    6 環境負荷の低減
営繕関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)    2 労働者宿舎の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)    4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1 完成予想図    2 工法説明図    3 工事工程表    4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む)    6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ    8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)    9 社会貢献

□ (8) 植生工

ア 跡請保証

植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間終了時には以下の品質を満足すること。

「植生状態は植生面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が80%以上であること。植生面に1m四方以上の裸地が無いこと。草丈が15cm以上であること。」

イ 植生条件

(ア) 本工事の植生工は、下記の条件を想定し選定している。

条件	施工場所	測点	測点
	SP	～	SP
土質			
レキ含有量			
土壌硬度			
クラック間隔			
有機含有量			
土壌酸度(pH)			
リン酸吸収力			
可溶性アルミナ			
置換性石灰			
有効窒素			
有効リン酸			
有効カリ			
勾配			
斜面の方向			
施工完了予定			
植生工法			

- (イ) 請負人は、現場での土質・土壌試験、気象データ及び実施工程により、植生工施工前に上記条件を確認すること。
- (ウ) 請負人は、上記条件確認後、土木工事共通仕様書にある「植生工法適応条件表」と比較し、当初設計の植生工法により施工適期に施工可能であれば、植生工の配合設計について、工事監督員の承諾を受け、施工すること。  
 なお、施工適期を定めるに当たっては、近傍の気象観測地データ(平年値)と現地の外気温を比較し検討すること。
- (エ) 請負人は、上記条件確認後、当初設計の植生工法が現場施工条件に適応できない場合は、工法の検討及び施工の可否について、工事監督員と協議することとし、設計変更の対象とする。

□ (9) すき取り土の再利用について

ア 次の区間の(法面部・平面部)には、法覆基材として、当該工事で発生した「すき取り土」(すき取り物が混じった表土)を利用する。

利用工種	場所	法覆基材厚	すき取り土利用予定量
	SP ~SP 間での区間 側 面部	t= cm	m <sup>3</sup>

- イ 工事受注後、速やかに工事測量を実施し、設計図書並びに土木工事共通仕様書により、伐開除根が必要となる範囲を明確にするとともに、すき取り土の発生予定量を算出し、工事監督員に報告すること。  
また、法覆基材施工範囲等について、工事監督員と協議すること。
- ウ 法覆基材として利用するすき取り土は、草・笹等を地表面で刈り取り除去後、草根を含んだ表土をすき取ったものであり、すき取り厚は10cmとする。
- エ すき取り土は、すき取り実施後、利用するまでの期間、流出・飛散及び水質汚濁等が発生しないように適切に管理すること。
- オ すき取り土仮置ヤードには、仮置期間、保管目的、保管資材、責任者を掲示することとし、周辺状況等により周囲に柵が必要な場合は、工事監督員と協議すること。
- カ すき取り土を利用した法覆基材の施工は、草根と土砂の割合が概ね均一となるように配慮するとともに、不良土壌や有害な雑物(ゴミ・空き缶など)を取り除くこと。
- キ 法覆基材の出来形管理規格は、次のとおりとする。
- (ア) 法覆基材の厚さの規格値:設計厚の±5cmとし、平均厚は設計厚さ以上とする。
- (イ) 測定基準値:200m<sup>2</sup>毎に1箇所とし、最低3箇所以上を検査孔により測定する。
- ク 残余物等が発生した場合は、その処理法について工事監督員と協議すること。
- ケ すき取り実施時、仮置状況、法覆基材施工状況、法覆基材完了時、施工後状況(工事完成日まで毎月1回施工箇所全景)について写真を撮影し、監督員に提出すること。
- コ すき取り土法覆基材工の施工実態調査を実施するため、あらかじめ当該法覆基材工の工事期間について、工事監督員に報告を行うとともに、当該工種の施工実態に係る工事監督員が行う調査並びに工事監督員がそれらに係る資料等の提出を求めた場合は、十分な協力を行うこと。

□ (10) 既設路盤材の再生処理について

既設路盤材の再生処理

- ア 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、対応する再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。
- イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工図等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。
- ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し工事監督員に報告すること。
- エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式-18)を交わし工事監督員に提出すること。
- オ 再生材等の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。

表1 既設路盤材数量

既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種
m3	m3	m3	

※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより使用できない場合は、監督員と協議の上、再生処理施設で生産された新材等に替えることとするが、設計変更の対象としない。

□ (11) 家屋の事前・事後調査

ア 工事施工に伴う騒音、振動、地下水の変動等により近隣家屋に影響を及ぼすおそれがあるので、工事箇所近辺から家屋等(別添図示の範囲 軒)について事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。また、調査家屋数の変更については別途協議する。  
調査内容及び報告書は次のとおりとするが、詳細については監督員と協議すること。

(ア) 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリートたたき、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

(イ) 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表(住所、所有者、構造等)、家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに3部提出すること。

(ウ) その他

詳細については、北海道用地対策連絡協議会で定める標準仕様書に準じ、別途、協議すること。

□ (12) 仮設工

□ ア 水替えについて

(ア) 本工事の水替えは  常時排水  作業時排水 とし、ポンプは  φ150 台  φ200 台  
を予定している。

(イ) 水量が確認できるように、予め流水断面、水路勾配等を確認し監督員に報告すること。

□ イ 土留について

土留は任意仮設とし、仮設方法等の計画を詳細に行った後、施工計画書に明示して監督員の承諾を求めなければならない。

□ (13) 冬期による施工条件について

- ア 現場の気象条件、及び請負人の責に帰すことができない事由により工事着手が遅れ冬期になった場合は、監督員と協議して冬期施工に必要な工種を設計変更することとする。
- イ アスファルト舗装工について
- (ア) 本工事の舗装工は □ 先行工事の完了後 □ 関係機関との協議成立後 □ \_\_\_\_\_、実施すること。
- (イ) 表層工の施工は、工程計画上冬期間を想定しているため、 □ \_\_\_\_\_としている。  
ただし、施工時期がこれによらない場合は、監督員と協議すること。
- (ウ) 外気温が5℃以下で、加熱アスファルト安定処理混合物、及び加熱アスファルト混合物の舗設作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得て、所要の密度に締め固められる措置をとること。

□ ウ 除雪について

- (ア) 現場着手前に、施工区間がある地区の除雪センターと、除雪作業の打合せを行うこと。
- (イ) 工区内の除雪について、工事期間中は請負人の責任において行うこととするが、工事が完了し検定までの期間があるとき、又は正月休み期間中については、除雪センターに依頼することができることとする。  
除雪センターに依頼した場合は、除雪センターと十分に打合せを行い現場管理に努めること。
- (ウ) 工事の検定が終了したときは、速やかにその旨を除雪センターに連絡し、今後の除雪を引き継ぐこと。

□ エ 路面ヒーターについて

路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。

- (1) 転圧効果を確保するため、路盤表面の氷雪の除去を目的として計上する場合。
- (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。
- (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。

路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。

- (ア) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前とヒーター停止後に、黒板に工事名、作業内容、測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。  
以下作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。
- (イ) 撮影カメラは日付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。
- (ウ) 路面ヒーター稼働時間調書を作成し、設計変更に先立ち監督員に報告すること。(様式-23)

□ (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について

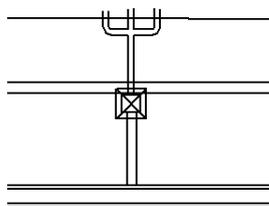
- |                          |          |   |
|--------------------------|----------|---|
| <input type="checkbox"/> | 街区三角点の移設 | 点 |
| <input type="checkbox"/> | 街区多角点の移設 | 点 |
| <input type="checkbox"/> |          | 点 |

- ・ 街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の手続きを行うこと。
- ・ 作業においては「旭川市公共測量作業規定 (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html>)」に基づき実施すること。
- ・ 成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。

□ (15) 民地排水接続について

- ・ 民地排水の接続については、地権者に事前に聞き取りを行い、接続が必要かを確認すること。
- ・ 施工に際して、民地排水管の勾配は1%以上とし、維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか、雨水枡に接続すること(下図参照)。なお、排水方式が中央集水方式の場合、凍結防止対策のため、民地排水管と雨水枡の接続距離を可能な限り短くするため、雨水枡の設置位置について監督員と協議して決定すること。
- ・ 合流接手を使用し、異なる宅地間の民地排水を接続することは原則禁止とする。
- ・ 民地排水と雨水枡との接続について、やむをえない場合を除き、施設帯内で行うこと。
- ・ 上記に際しては、1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。

悪い例



- ・ 合流接手を使用し、異なる宅地間の民地排水を接続している。
- ・ 民地排水を曲げて接続している。

□ (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について

- ・ 管渠工(鉄筋コンクリート管)の90°、180°、360° 砂利基礎については、旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。

□ (17) その他

- ・ 本工事は下記のとおり実施するものとする。

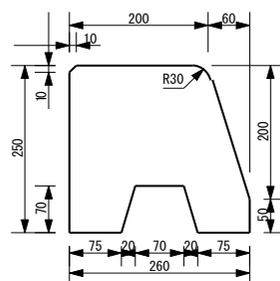
・本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。

## 4 使用資材（共通）

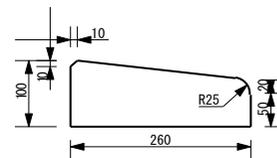
### (1) 縁石

使用する縁石は以下を標準とし、即脱型で製造した縁石とすること。

#### ア 車道用縁石Ⅰ型 （郊外幹線道路用）

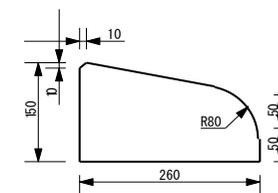


標準縁石



低下縁石

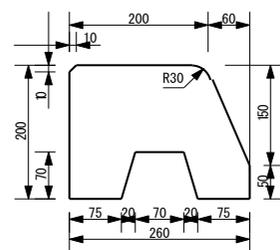
（横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする）



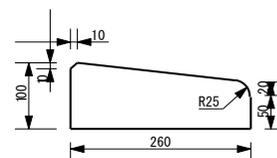
低下縁石

（車庫・民家・駐車場出入口）

#### イ 車道用縁石Ⅱ型 （市街幹線道路用）

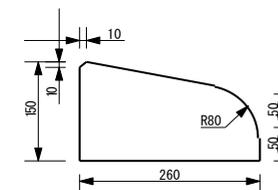


標準縁石



低下縁石

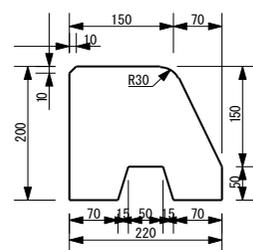
（横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする）



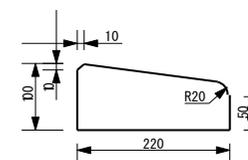
低下縁石

（車庫・民家・駐車場出入口）

#### ウ 市型縁石Ⅰ型 （その他道路用）



標準縁石



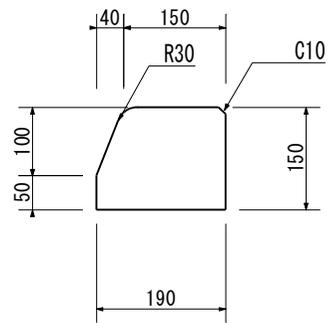
低下縁石

（横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする）（車庫・民家・駐車場出入口）

※変形縁石は2段落しを標準とする。 低下縁石の選定に当たっては、P.22を参照すること。

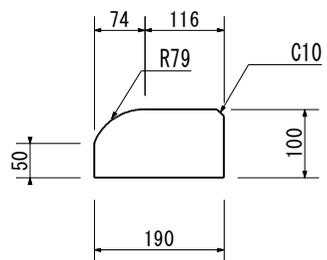
## エ 導水縁石

### 標準縁石



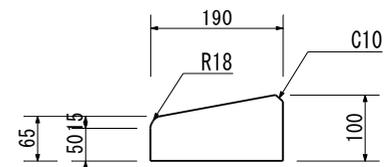
### 低下縁石

#### 変形B型



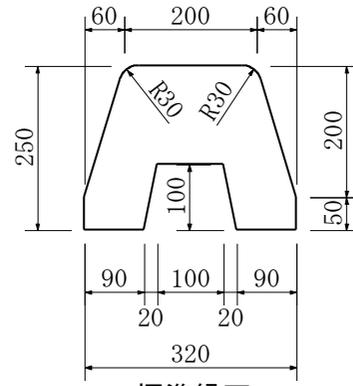
(横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする)(車庫・民家・駐車場出入口)

#### 変形F型

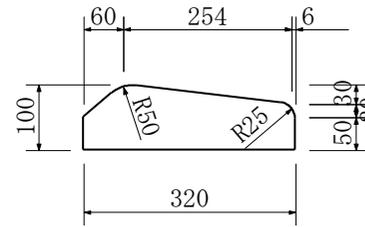


(横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする)(車庫・民家・駐車場出入口)

才 車道用縁石Ⅲ型

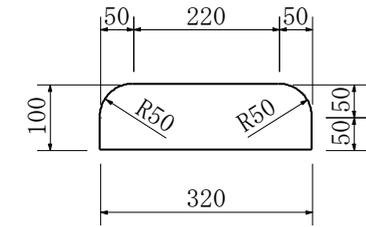


標準縁石



低下縁石

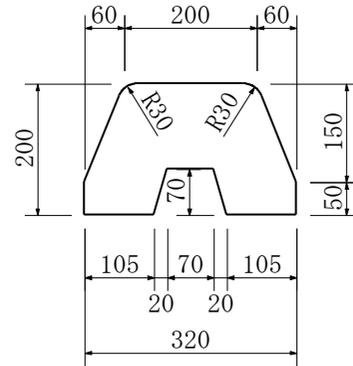
(横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする)



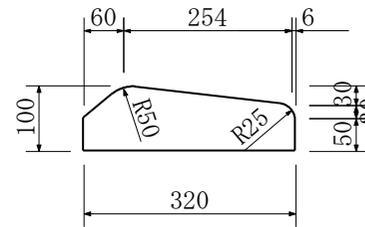
低下縁石

(車庫・民家・駐車場出入口)

力 車道用縁石Ⅳ型

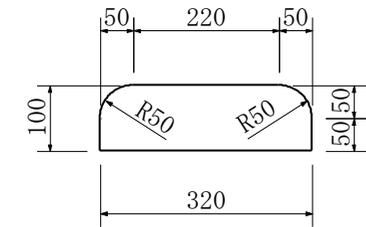


標準縁石



低下縁石

(横断歩道・交差点部、段差1cm程度の摺付舗装とする)



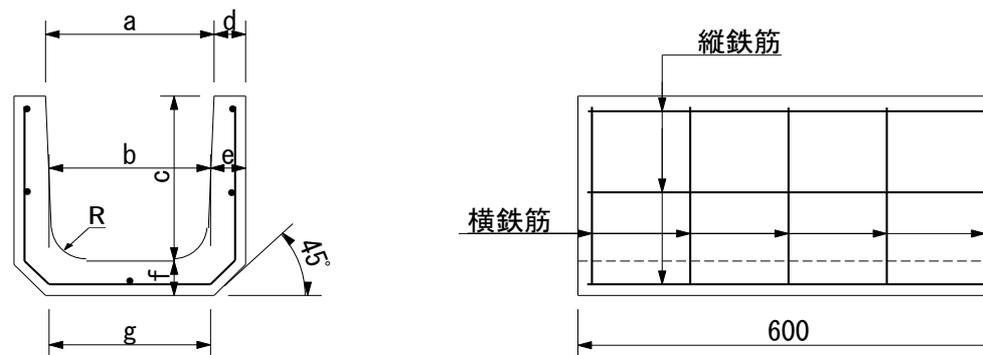
低下縁石

(車庫・民家・駐車場出入口)

(2) 側溝

使用する側溝は以下を標準とする。

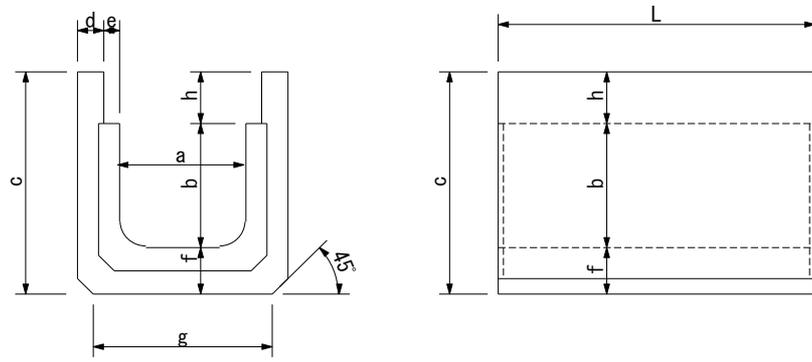
ア 鉄筋コンクリートU形



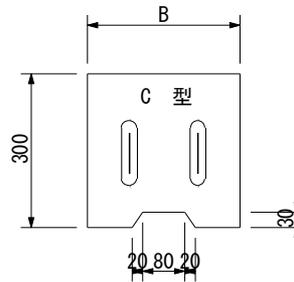
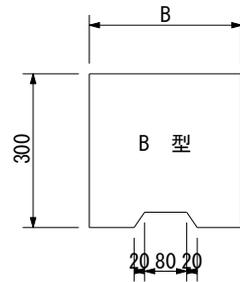
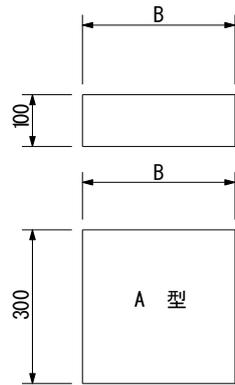
諸数値表

呼び名	寸法 (mm)									縦鉄筋		横鉄筋		標準重量 (Kg)
	a	b	c	d	e	f	g	R	径 (mm)	本数 (本)	径 (mm)	本数 (本)		
150	150	140	150	30	35	35	160	30	2.6	5	2.60	5	24	
180	180	170	180	35	40	40	190	50	2.6	5	3.20	5	34	
240	240	220	240	45	50	50	240	50	3.2	7	3.20	5	55	
300A	300	260	240	50	60	60	300	50	3.2	9	4.00	5	69	
300B	300	260	300	50	60	60	300	50	3.2	9	4.00	5	79	
300C	300	260	360	50	60	65	300	50	3.2	11	4.00	7	91	
360A	360	310	300	50	65	65	360	50	4.0	11	4.00	6	89	
360B	360	310	360	50	65	65	360	50	4.0	11	4.00	8	99	
450	450	400	450	55	70	70	430	70	4.0	13	5.00	8	133	
600	600	540	600	70	80	80	600	70	6.0	15	6.00	8	209	

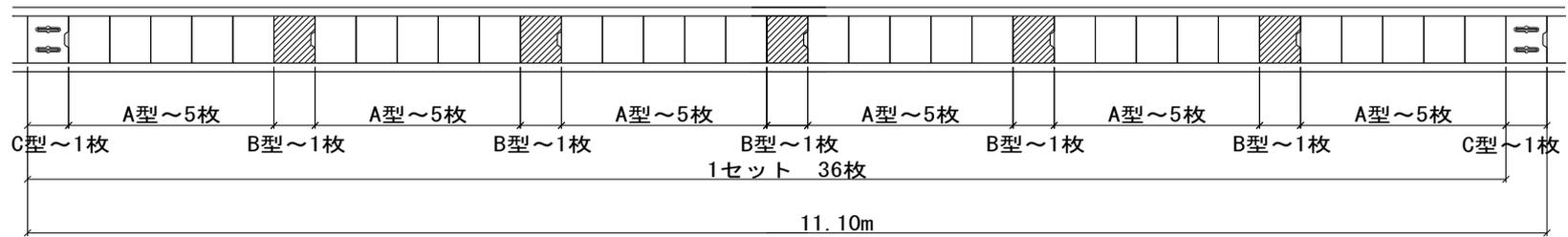
イ 鉄筋コンクリートU形アゴ付



呼び名	寸法 (mm)									標準重量
	a	b	c	d	e	f	g	h	L	
240A	240	240	430	50	30	90	340	100	600	121
240B	240	360	550	50	30	90	300	100	600	149
300A	300	300	490	60	30	90	380	100	600	147
300B	300	360	550	60	30	90	380	100	600	173
360	360	360	560	70	30	100	460	100	600	192
450	450	450	650	70	30	100	550	100	600	230
600	600	600	800	70	30	100	700	100	600	291



呼び名	B (mm)
240	290
300	350
360	410
450	500
600	650



トラフ蓋設置例

### (3) アスファルトコンクリート

#### ア 再生合材

本工事に於いて使用するアスファルト合材(再生合材)の標準再生骨材配合率は、下記のとおりとする。

再生混合物	混入率(%)	区 分	備 考
細粒度キヤップアスコン	50	車道	
粗粒度アスコン	50	車道	
密粒度アスコン	50	車道	
アスファルト安定処理	50	車道	
細粒度アスコン	50	車道・歩道	

\* 混入率は、標準粒度配合骨材の総量に配合された再生骨材量の比率

#### イ 再生合材(廃ガラス入り)

本工事に於いて使用する廃ガラス入りアスファルト合材(再生合材)の標準再生骨材配合率は、下記のとおりとする。

再生混合物	再生骨材			区 分	備 考
	再生骨材	ガラスカレット	新骨材		
	混入率(%)	混入率(%)	混入率(%)		
細粒度キヤップアスコン	50	10	40	車道	
粗粒度アスコン	50	10	40	車道	
密粒度アスコン	50	10	40	車道	
アスファルト安定処理	50	10	40	車道	
細粒度アスコン	50	10	40	歩道	

\* 混入率は、標準粒度配合骨材の総量に配合された新骨材・再生骨材・ガラスカレット量の比率

ウ 密粒度アスコン13F

(ア) 密粒度アスコン(13F)及び再生密粒度アスコン(13F)の配合設計に当たっては、下記事項及び北海道建設部土木工事共通仕様書、プラント再生舗装技術指針の規定によるものとする。なお、下記事項と北海道建設部土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先するものとする。

(イ) 対象混合物は、密粒度アスコン(13F)及び再生密粒度アスコン(13F)(再生骨材混合率50%)とする。

(ウ) 密粒度アスコン(13F)、再生密粒度アスコン(13F)は、下記の粒度範囲と目標粒度を標準とする。

		密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F	
フルイ目		粒度範囲	目標粒度
通過重量百分率	19 mm	100	100
	13.2mm	95 ~ 100	97.5
	4.75mm	52 ~ 72	62
	2.36mm	40 ~ 60	50
	600 μm	25 ~ 45	35
	300 μm	16 ~ 33	24
	150 μm	8 ~ 21	14.5
	75 μm	6 ~ 11	8.5
設計アスファルト量		共通範囲の中央値 (概ね5.0~7.0%程度を目標)	
F/A		1.7程度 (再生混合物の場合はF/A値にこだわらない)	

※設計アスファルト量は、すべての基準値を満足するアスファルト量の範囲(共通範囲)の中央値とし、概ね5.0~7.0%を目標とするが、5.0%未満となる場合には、積雪寒冷地における耐久性確保の観点から、再検討を行うこと。

(エ) 仕様書及び関連図書類に記載されていない事項については、工事監督員と協議するものとする。

エ 排水性舗装

排水性舗装の配合設計にあたっては、下記事項及び北海道建設部土木工事共通仕様書の規定によるものとする。なお、下記事項と北海道建設部土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先するものとする。

(ア) 排水性舗装混合物の設計条件は以下のとおりとする。

目 標 空 隙 率	17%程度
粗骨材最大粒径	13mm
バ イ ン ダ ー	高粘度改質アスファルト

なお、配合設計において大きな違いが生じた場合は別途協議する。

(イ) 使用する骨材は、6号、粗目砂、石粉の組み合わせを基本とする。なお、6号碎石については下表を満足すること。

碎石の品質の目標値

項 目	規 定	備 考
すり減り減量	20%以下	
細長、あるいは扁平な石片の含有量(細長比=1:3)	10%以下	

なお、この規定は日本道路公団の規定に準拠している。

(ウ) 排水性舗装混合物の配合は排水性舗装指針(案)に準拠すること。

1) 粒度範囲は下表を標準とする。

配合設計粒度範囲

ふるいの呼び寸法	粒度範囲(%)
19.0 (mm)	100
13.2 "	92~100
9.5 "	62~85
4.75 "	14~35
2.36 "	14~25
600 (μm)	6~19
300 "	5~14
150 "	4~9
75 "	2~7

なお、使用する骨材の比重が0.2以上異なる場合は、比重補正を行うものとする。

2) 混合物の物性試験に低温カンタプロ試験を追加すること

3) 低温カンタプロ試験の規定値は下表を標準とする。  
低温カンタプロ試験損失率

項 目	規 定	備 考
低温カンタプロ試験損失率 (供試体内部温度 -20℃)	20%以下	

(エ) タックコートについて

タックコートは原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を用いる。  
散布量は0.4~0.6ℓ/m<sup>2</sup>を標準とする。

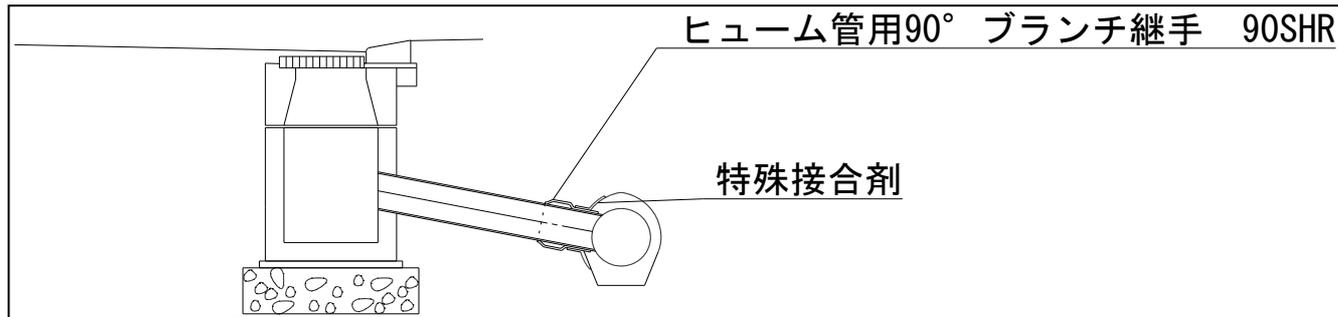
(オ) 浸透水量

性能指標規定値	試 験 方 法	備 考
現場透水量試験 800mmℓ/15秒以上	舗装試験方法便覧別冊に基 づく現場透水量試験方法	・ 1万m <sup>2</sup> 毎に10回

(カ) その他、舗装の構造に関する技術基準による。

(4) 取付管用支管

- ア 取付管を本管に接続する場合は必ず支管を用いること。
- イ 支管取付部の本管の削孔は円形コンクリートカッター等により円滑な削孔面を確保すること。
- ウ 支管と本管の接合には特殊接合剤を用いること。
- エ 支管はコンクリート管用継ぎ手(90SHR)を標準として使用する。



(5) 客土

客土として使用する土壌は、あらかじめ土壌検査を行い、一定の品質のものを使うこと。  
客土の品質基準は下表を標準とする。

項 目	基 準
土性	砂壤土、壤土、植壤土
粒径分布	粘土含量 0~25%
	シルト含量 0~45%
	砂含量 30~85%
	レキ(径2~20mm)50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	$10^{-3}$ /sec以上
有効水分	80%以上/m <sup>3</sup> 以上
土壌酸度	PH 5.5~7.0
有機含有量	3%以上
塩基置換容量	6me/100g以上
リン酸吸収係数	1、500mg/100g以下
その他	雑草、石礫(径10mm以上の礫)、植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。

5 使用資材(選択)

□ (1) 生コンクリート

コンクリートの配合については、共通仕様書第1編第5章を参照する。

記号	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	空気量 (%)	水セメント比の限度 (%)	最低単位セメント量 (kg/m <sup>3</sup> )	セメント種類		構造物
							高炉	普通ポルト	
C-1		20~25	8	4.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	均しコンクリート、縁石、
C-4	18	40	5	4.5	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の無筋構造物
RC-2-1	24	40	12	4.5	55	280	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の鉄筋構造物

本工事に於いて、コンクリート種別ごとの使用量が1日当たり100m<sup>3</sup>以上として施工する場合は、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリートや転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除くものとする。

□ (2) 区画線

使用区分	加熱式	常温式	熔融式
破線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
実線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ドット線			<input type="checkbox"/>
交差点マーク			<input type="checkbox"/>
停止線・横断歩道			<input type="checkbox"/>

□ (3) 瀝青材

	タックコート PK-4	プライムコート PK-3	なし	備考
<input type="checkbox"/> 車道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 歩道・施設帯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

□ (4) 再生骨材(コンクリート廃材)

再生骨材使用箇所及び粒径は下記による。

工種	使用箇所	再生骨材粒径

- ア コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。  
移動式破砕機による現場内あるいは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とするコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。
- イ 材料を切込砂利に変更する場合は、監督員と協議を行い承諾を得ること。
- ウ 施工時期が確定した時点で、ゾーン内の再資源化施設に供給量の確認を行い、供給量が不足の場合は、施工協議簿に「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。

□ (5) 生芝

生芝の使用は次のとおりとする。

- ア 請負人は生芝の施工前に所定の証明書を監督員に提出し、承認を得ること。
- イ 採取地の採取前、採取中、採取後の全景写真を提出すること。
- ウ 使用する芝は  栽培土工芝  公園芝 \_\_\_\_\_ とする。
- エ 公園芝は、ケンタッキーブルーグラスを主体(80%以上)としたものとする。

□ (6) 枯損樹木等の植え替について

植栽樹木等が、工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良となった場合には、請負人は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合は、この限りでない。なお、植え替え時期については監督員と協議すること。  
また、植栽工事にかかる直接工事費が50万円以上の場合は、工事完了までに植樹保険に加入すること。

※形姿不良・・・枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上に主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。

□ (7) 塗 装

ア 塗装の種類は以下の通りとする。

	塗 装 種 類	適 用 作 工 物
	アルミニウムペイント1種	
	メラミン焼付	

イ 溶融亜鉛めっき製品(アンカーボルト等)の品質管理について

請負人は溶融亜鉛めっき製品を使用する際には、溶融亜鉛めっき試験成績書を監督員に提出することとし、試験成績書にはめっき種類(JISH8641等)、試験方法(JISH0401等)、付着量及び付着量試験結果等を明示すること。また、製品の加工工程は亜鉛溶融めっき作業指針JISH9124に準拠するとともに加工工程も試験成績書に明示すること。また監督員と協議の上、必要ならば前処理の写真を提出すること。

□ (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型(再生50%)

ア 再生アスファルト安定処理 旭川市型の配合設計に当たっては、下記事項及び北海道建設部土木工事共通仕様書、舗装再生便覧の規定によるものとする。なお、下記事項と北海道建設部土木工事共通仕様書の記載内容に相違がある場合は、本特記仕様書を優先するものとする。

イ 対象混合物は、再生アスファルト安定処理 旭川市型(再生骨材混合率50%)とする。

ウ 再生アスファルト安定処理 旭川市型は、加熱アスファルト安定処理路盤材とし、最小施工厚さは最大粒径の2倍かつ3cmとする。

エ 再生アスファルト安定処理 旭川市型は、下記の粒度範囲と目標粒度を標準とする。

再生アスファルト安定処理 旭川市型			
フルイ目		粒度範囲	目標粒度
通過重量百分率	19 mm	100	100
	13.2mm	95 ~ 100	97.5
	4.75mm	48 ~ 68	58
	2.36mm	34 ~ 54	44
	600 μm	15 ~ 35	25
	300 μm	5 ~ 25	15
	150 μm	4 ~ 15	9.0
	75 μm	3 ~ 9	6.0
設計アスファルト量		概ね4.0%程度を目標とする	

オ 仕様書及び関連図書類に記載されていない事項については、工事監督員と協議するものとする。